

(手続き関係)

Q：申請手続きを教えてください。

A：事前に参加申込書をFAXで提出し、その後、禁煙治療の終了と禁煙対策を実施した後、支給申請書に必要な書類を添えて保健予防課あてに提出する。

Q：参加申込書の提出から申請書の提出までの期限はあるのか。

A：年度内の申請が必要。参加申込書の提出から3か月以内に未申請の場合は、保健予防課から状況を問い合わせる。

(事業所関係)

Q：県内に本社があれば、支店ごとの申請も可能か。

A：同一企業であっても異なる支店であれば、それぞれ申請することができる。

Q：従業員を雇用していなくても対象になるのか。

A：従業員を雇用している事業所を対象とする。ただし、支給要件の禁煙治療終了者は、従業員だけでなく事業主も対象とする。

Q：現在、喫煙者がいないが、今後のことを考えて禁煙対策を実施する場合、対象にならないのか。

A：事業目的が喫煙者の減少であることから、喫煙者がいない場合は対象とならない。

Q：支給を受けた後に社名の変更や他社との合併があった場合、再度対象になるのか。

A：社名のみの変更は対象にならないが、合併により新会社が設立された場合は対象となる。

Q：公序良俗に反する事業とは何を指すか。

A：例えばネズミ講のように犯罪性のあるもの、賭博など射幸性の高いもの等を指す。

(禁煙対策)

Q：参加申込書の提出前に禁煙治療を開始した者がおり、参加申込後に社内の禁煙対策を整備するが、支給の対象となるか。

A：参加申込書の提出後に治療完了者がおり、かつ参加申込後の取組みであれば、支給の対象となる。(禁煙治療開始日は参加申込書提出前でも可)

Q：今年度に禁煙治療終了を目指すが、過年度(昨年度等)に社内の禁煙対策を実施した。この場合は対象にならないのか。

A：参加申込み前から実施している取組みは対象外。参加申込後に新たな取組みを実施していただきたい。

Q：治療と対策を同一年度内に予定していたが、今年度は対策のみで、治療終了が次年度となる。治療終了と対策の実施年度が異なるが、申請は可能か。

A：同一年度内の取組みが対象となる。令和6年3月末までに申請していただきたい。

Q：制度の創設をしたが、年度内の利用実績はなくてもよいか。

A：社内環境の整備があれば、実績は問わない。